

泉佐野市地域防災計画修正概要

■ 地域防災計画修正の基本的考え方

- 東日本大震災等の大規模地震災害、近年の記録的な集中豪雨とそれによる水害及び土砂災害の発生等、過去の災害事例やその教訓を活かす。
- 地域防災計画の修正に合わせ、補完する計画やマニュアルも併せて策定し、その内容を、当該計画へ反映させることにより、実効性のある計画とする。

(補完計画等)

避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル
津波・河川氾濫に対する避難計画
泉佐野市業務継続計画
災害対応マニュアル
避難所運営マニュアル

- 東日本大震災以降改正された災害対策基本法や各種法令を反映し、国の防災基本計画や大阪府地域防災計画等の上位計画と整合を図り、想定される南海トラフ巨大地震等の災害に対し、国・府及び関係機関と連携を図りながら対策を図っていく。

■ 地域防災計画修正の重点項目

1. 市民の生命を守るため、空振りを恐れず、適正な時期に避難勧告等の情報を発令する

- 避難勧告等発令の遅れによる犠牲者を発生させないため、避難勧告等の判断・伝達に関し、空振りを恐れず、適切なタイミングで、適当な対象地域に避難勧告等を発令するためのマニュアルの改訂を行った。

⇒ [第3編/第4章/第1節 避難誘導 p172]

[避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル]

2. 津波や河川氾濫に対する避難態勢を構築する

- 津波や河川氾濫から住民等が生命や安全を守るための迅速かつ適切な避難行動を実施するため、地域の自主防災組織とともにワークショップを開催し、避難対象地区や避難目標の明確化、災害時・平常時の対応検討及び地域版ハ

ザードマップ（8地区）の作成を行い、津波・河川氾濫に対する避難計画の策定を行った。

⇒ [第2編/第3章/第3節 津波災害予防対策の推進 p93]

[付編2/第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 p230]

[津波・河川氾濫に対する避難計画]

3. 大規模災害で市役所機能が低下する中でも、災害対応を速やかに行い、最低限必要な行政サービスを維持する

- 市庁舎や職員が被災することを前提に、非常時優先業務の洗い出し及び優先順位の検討、職員の参集可能率や指揮命令系統の職務代行順の検討、庁舎・執務室・電力・通信機器・情報システム・トイレ・食糧・飲料水・燃料・消耗品の現状と課題の整理及びその対応策について検討を行った。

⇒ [第2編/第1章/第1節 総合的防災体制の整備 p32]

[泉佐野市業務継続計画]

4. 全員野球で災害対応できる体制を構築する

- 全庁一丸となって災害対応できる体制の構築をめざし、災害対策本部体制、事務分掌の見直しを行い、共通事務の確立や通常業務との整合調整、新規事務や業務量の偏りによる役割配分、班分けの再構築、班名称の変更等を行った。

⇒ [第1編/第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 p17]

[資料編 2-2 泉佐野市災害対策本部組織編成表 p29]

[資料編 2-3 泉佐野市災害対策本部事務分掌 p30]

- 災害配備体制及び動員基準を実際の運用状況や河川の水位基準の変更等に伴い修正するとともに、動員対象者を明確にした。

⇒ [第3編/第1章/第1節 組織動員 p114]

[資料編 2-1 災害配備体制表 p28]

- 災害対策本部室内の体制を明確にし、円滑に災害対策本部を機能させるため、役割ごとにグループを整備し、グループ長を定め、部を超えた連携を図るとともに室内のレイアウトの検討を行った。

⇒ [第3編/第1章/第1節 組織動員 p114]

[資料編 2-5 災害対策本部室レイアウト p35]

- 職員が共通認識の下、一定レベルの災害対応を行えるようにするため、時系列に添った災害対応を示したタイムラインや、主要な応急対策業務について

地域防災計画には記されていない具体的な行動手順等を検討し、災害対応マニュアルを策定した。

⇒ [災害対応マニュアル]

5. 避難所を速やかに開設し、避難者を受入れ、住民自治による避難所運営を行う

- 地域と市で、災害対応への共通認識や災害時のスムーズな連携が図れるようにするため、避難所の運営支援を担当する職員として地域防災支援員（任期3年）を各避難所に2名ずつ新たに配置することとし、災害時には避難所を地域の防災拠点と位置付け、災害対策本部と地域防災支援員が情報を共有することにより、地域支援を適時適切に行っていくこととした。

⇒ [第3編/第4章/第2節 避難所の開設・運営等 p175]

- 過去の大規模災害の事例より、市職員だけの避難所運営には限界があり、避難した地域住民の協力が欠かせないことから、住民自治による避難所運営を行うための手順やそれぞれの役割、考慮事項等を明確にした避難所運営マニュアルを策定した。

⇒ [第3編/第4章/第2節 避難所の開設・運営等 p175]

[避難所運営マニュアル]

6. 災害時の医療体制を構築するため、医療機関に協力を要請する

- 災害時の医療体制を強化するため、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会と災害時の医療救護活動の協力体制を構築し、また、救護所開設候補地の検討を行った。

⇒ [第3編/第3章/第2節 医療救護活動 p166]

[資料編 6-3 救護所の設置候補場所 p81]

■ 関係法令・上位計画等の見直しを踏まえた修正

東日本大震災を踏まえた課題に対応するため災害対策基本法の改正が平成24年6月、25年6月及び26年11月に実施された。また、災害対策基本法の改正や近年の災害対応の教訓等を踏まえて修正が重ねられた国の防災基本計画（平成24年9月、平成26年1月・11月、平成27年3月・7月、平成28年2月）の修正、南海トラフ巨大地震の津波被害想定等をもとに見直された大阪府地域防災計画（平成26年3月修正）の修正、その他さまざまな関係法令の改正を踏まえ、現段階において、本市の計画に反映できる項目について、修正を行った。

<主な修正>

1. 災害対策基本法の改正に伴う修正

- ① 広域避難の受入れ対策 [第2編/第1章/第6節 p56]
- ② 災害教訓の伝承 [第2編/第2章/第1節 p74]
- ③ 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定 [第2編/第1章/第6節 p51]
- ④ 地区防災計画の策定 [第2編/第2章/第2節 p75]
- ⑤ 避難行動要支援者支援体制の整備（避難行動要支援者支援プラン作成、避難行動要支援者名簿作成等） [第2編/第1章/第10節 p66]
- ⑥ 被災者台帳の作成 [第5編/第1章/第2節 p270]
- ⑦ 放置車両対策の強化 [第3編/第5章/第1節 p184]

2. 防災基本計画の見直しに伴う修正

- ① 被災による行政機能の低下等への対策 [第2編/第1章/第1節 p37]
- ② 土砂災害への対策強化（土砂災害の危険性のある区域の明示、土砂災害警戒情報の活用等） [第2編/第3章/第5節 p102、第3編/第2章/第1節 p136 資料p18]
- ③ 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化 [第2編/第1章/第1節 p38]
- ④ 災害廃棄物対策に関する方針策定 [第2編/第3章/第1節 p88 資料p158]

3. 大阪府地域防災計画の見直しに伴う修正

- ① 南海トラフ地震、津波被害想定 [第1編/第3節 p10]
- ② 事業者・ボランティアとの連携 [第2編/第1章/第1節 p38]
- ③ 情報収集・伝達体制の強化（伝達手段の多重化・多様化、情報のトリアージ実施、住民等からの問合せ体制整備） [第2編/第1章/第2節 p40、第3編/第2章/第4節 p156、第3編/第7章/第2節 p199]
- ④ 広域防災体制等の強化（広域応援等の受入れ、災害発生市町村への支援） [第3編/第1章/第3節 p125]
- ⑤ 地域防災力の向上（自主防災体制の整備、地区防災計画の策定等） [第2編/第2章/第2節 p75]
- ⑥ 防災意識の高揚（普及啓発内容の充実、防災教育の充実、災害教訓伝承等） [第2編/第2章/第1節 p72]
- ⑦ 消防団の機能強化（安全確保対策、自主防災組織との連携強化等） [第2編/第1章/第3節 p43]
- ⑧ 企業防災の促進（自主防災体制の整備、事業継続計画の策定等） [第2編/第2章/第4節 p80]

- ⑨ 津波災害予防対策の推進（津波避難ビルの指定、南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施等）[第2編/第3章/第3節 p93]
- ⑩ 避難対策全般の強化（津波避難計画の作成、避難準備情報の活用、指定緊急避難場所の指定要件の明確化等）[付編2/第3節 p234、第3編/第4章/第1節 p173、第2編/第1章/第6節 p51]
- ⑪ オペレーション体制の整備 [第3編/第7章/第1節 p198]
- ⑫ 避難所等における生活環境の向上（運営留意事項の詳細化、避難所の早期解消等）[第3編/第4章/第2節 p176]
- ⑬ 帰宅困難者支援体制の整備 [第2編/第1章/第11節 p69]
- ⑭ 水害減災対策等の強化（要配慮者施設等の避難確保計画の作成、洪水リスクの周知・利用等）[第2編/第3章/第4節 p99]
- ⑮ 管理化学物質災害予防対策 [第4編/第5節 p255]
- ⑯ 災害緊急事態の対応 [第3編/第1章/第4節 p128]
- ⑰ 惨事ストレス対策 [第3編/第3章/第1節 p165]
- ⑱ 応急仮設住宅の運営管理 [第3編/第7章/第5節 p205]
- ⑲ 動物保護等の実施 [第3編/第8章/第1節 p215]
- ⑳ 暴力団排除活動の徹底 [第3編/第8章/第4節 p220]
- ㉑ 原子力広域避難の受入れ [第6編/第5章 p341]

4. 災害救助法の改正に伴う修正

- ・ 所管が厚生労働省から内閣府へ移管 [第3編/第7章/第3節 p201]

5. 水防法の改正に伴う修正

- ・ 多様な主体の参画による水防体制の充実 [第2編/第3章/第4節 p100]

6. 気象業務法の改正に伴う修正

- ・ 特別警報の実施 [第3編/第2章/第1節 p133]

7. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

- ・ 南海トラフ地震の防災対策推進地域 [付編2/第1節 p228]

8. 大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（大阪府域救援物資対策協議会）にあわせた修正

- ・ 備蓄物資の見直し [第2編/第1章/第7節 p57、資料編10-3 p140]

■ その他

1. 時系列の編構成への見直し

これまでの計画では、災害応急対策を風水害と地震災害に分けて編集していたが、実質、地震災害対応は風水害対応と重複する記述も多く、特に復旧期の対応はほぼ同一のため、大阪府地域防災計画（平成 26 年 3 月）と同様に時系列の目次構成に再編した。

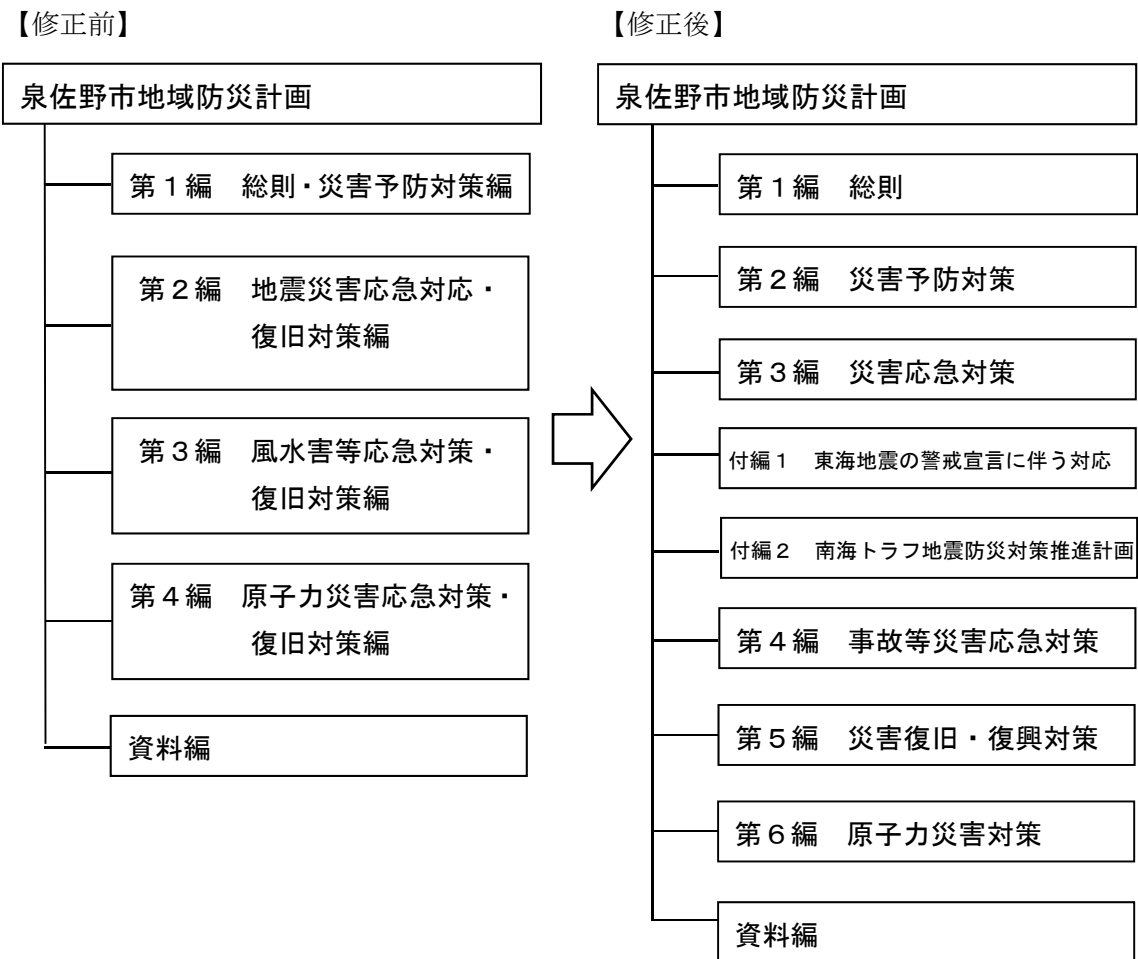


図 2.1 編構成の見直し

2. 業務担当部署の明確化

これまでの計画では、各課が行う事務については事務分掌の一覧にしか記載がなかったため、大量にある計画書のなかから自身が担当する事務内容を把握することは困難であった。そのため、文章中の各項ごとに担当する課、班名を記載し担当部署を明確にし、さらに、課、班ごとに目次を作成することで検索しやすくした。